

都市自治体の法的整合性確保に関するアンケート調査 調査票

F 1 自治体名

F 2 全国地方公共団体コード

<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

F 3 住民基本台帳人口（平成 21 年 4 月 1 日）

_____人

F 4 総務省「平成 20 年地方公共団体定員管理調査結果」に基づく職員数

_____人

F 5 回答内容についての連絡先

所属：_____

回答者職氏名：_____

Tel. _____ - _____ - _____ (内線 _____)

Fax. _____ - _____ - _____

E-mail：_____

【お問い合わせ先】

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 - 4 - 1

(財)日本都市センター 研究室 (担当：鈴木、池田)

Tel : 03-5216-8774 Fax : 03-3263-4059

E-mail : suzuki@toshi.or.jp

※ご回答の返送につきましては、次ページの返送先までお願い致します。

<調査票の記入・返送上のお願い>

1. 本アンケート調査は、日本都市センターが自主政策研究として行っている「都市自治体の法的整合性確保に関する調査研究」の一環として、貴市におけるコンプライアンス関連施策についてうかがうものです。人事担当課長様をご調整の上、ご回答くださいますようお願い申し上げます（ただし人事担当課とは別にコンプライアンス（服務監察）担当セクションがある場合には、同セクションの長の方がご調整の上、ご回答ください）。なお、個別の回答につきましては、断りなく自治体名を公表することはいたしません。また、ご見解にかかる部分につきましては、自治体名が分からない形で取りまとめることを申し添えます。
2. 質問への回答方法は、回答選択肢の番号に○をつけるもの、文章で記入するものがあります。それぞれの質問文の指示に従ってご回答ください。また、書ききれない場合には、空欄を利用するか、別紙にてご回答ください。
3. ご記入いただいた調査票につきましては、お忙しい折とは存じますが、同封の返信用封筒にて、**5月29日（金）必着**でご返送くださいますようお願い申し上げます。なお、原則として郵送でお願いいたしますが、ファクシミリ、E-mailでも結構です。
4. PC上での調査票の記入をご希望の方は、お手数ですが、下記URLより本調査票データ（MS-Word形式）をダウンロードしてお使いください。また、E-mailによるご回答も承っております。その場合には、下記メールアドレスまで添付ファイルにてご返送ください。なお、接続環境等の事情により、調査票データのE-mailでの送付をご希望の方は、その旨をご連絡ください。
〔URL〕 <http://www.toshi.or.jp/questionnaire/housei.htm>
5. なお、今回の調査の回収・集計は株式会社タイム・エージェンツに委託しておりますことを申し添えます。

【調査票返送・連絡先】

株式会社タイム・エージェンツ（担当：早藤 ハヤジ[®]）

〒150-0044 東京都渋谷区円山町 6-8 松木家ビル

TEL 03-3770-6821

FAX 03-3770-6820

E-mail enquete@timeagent.co.jp

「都市自治体の法的整合性確保に関するアンケート調査」

〈調査の趣旨〉

近年、自治体のコンプライアンスや不適切な事務執行の問題が注目されています。例えば、汚職事件、飲酒運転、不明朗な会計処理といった不祥事や、建設行政における談合、税務行政における滞納の放置、生活保護行政における不正給付や給付拒否などです。これらの問題は、いわば法規範と現実が乖離したことによって生じた問題といえます。当センターでは、法規範と現実の整合性の態様を考察するために「法的整合性」という概念を新しく用いて、研究を進めております。

本アンケート調査では、都市自治体におけるコンプライアンスの現状と課題を把握することで、行政におけるコンプライアンス確保策の立案に寄与するデータを収集することを目的としております。

〈調査の概要〉

- (1) 調査対象：806市区の人事担当課長（人事担当課とは別に独立したコンプライアンス（サービス監察）担当セクションがある場合には、当該セクションの長に調査票を回送するよう依頼する）
- (2) 実施期間：平成21年5月7日（木）～5月29日（金）
- (3) 調査方法：郵送発送、郵送回収（FAX又はメールによる回収も可）

〈用語の定義〉

- ・ 不祥事…地方公共団体の職員（特別職及び一般職）による違法行為または服務規律違反行為等をいう。

（参考）不祥事の種類と事案例

番号	分類	事案例
1	一般サービス	欠勤・遅刻・早退、長期欠勤、特別休暇の虚偽申請、勤務態度不良、職場内秩序びん乱、違法な職員団体活動、秘密漏えい、個人情報目的外利用、贈収賄、汚職、セクシュアル・ハラスメント
2	公金公物の取扱い	公金の紛失、公物の紛失、盗難、公物損壊、出火・爆発、諸給与の違法支払、諸給与の不適正受給、公金流用等、公物の不適正な処理
3	公務外非行	暴行・けんか、器物損壊、横領・窃盗、強盗・詐欺・恐喝、賭博、麻薬・覚せい剤の所持又は使用、酩酊による粗野な言動等、淫行、痴漢行為、株取引（インサイダー取引）、営利事業
4	交通事故・交通法規違反	交通事故・交通法規違反
5	ネットワーク利用	不正アクセスとそのほう助、ウイルス・不正プログラム等の利用

※秋山昭八編『公務員の不祥事と対応Q&A』三協法規出版、2005年を参考に作成。

- 発覚…公選される職（首長、議員）にある者については、起訴された場合、それ以外の特別職及び一般職については、地方公共団体においてその事実を確認した場合、または事実を確認していないが起訴された場合をいうものであること。
※ 「発覚」の定義については、総務省自治行政局公務員部公務員課 2008 年 12 月 25 日発表「懲戒処分者数および分限処分者数について（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）」と同一とした。

I 法的整合性が問われる局面について

※ 本アンケート 10～14 頁「3. 個別行政分野の状況」で用いられている用語については、貴団体企画担当課宛に送付した日本都市センター編『法的整合性確保に向けての多面的検討』の「第1部 法的整合性が問われる局面」（19～82 頁）をご参照下さい。

1. 不祥事への対応に関する組織体制

Q 1 貴団体でサービス監察や不祥事への対応を行う組織についてご記入下さい。関係する組織が複数ある場合には別紙にご記入下さい。

例：総務局総務部人事課が担当組織である場合、名称欄には「総務局総務部人事課」と、人員欄には「名称欄に記載した組織の長及びそれ以下のサービス監察・不祥事にかかる事務を所掌する職員数」と記入する。

	記入例	サービス監察・不祥事対応組織
名称	総務局総務部人事課	
人員	局長級職員 0 名	局長級職員 名
	部長級職員 0 名	部長級職員 名
	課長級職員 1 名	課長級職員 名
	係長級職員 1 名	係長級職員 名
	一般職員 2 名	一般職員 名
サービス監察・不祥事にかかる所掌事務	1 職員の任免、分限、懲戒、表彰、サービスその他人事に関すること	1
	2 職員のサービス監察及び特命考査に関すること。	2
	3 (なし)	3
	4 (なし)	4
	5 (なし)	5

※関係する組織が2つ以上ある場合には、別紙にご記入下さい。

2. 不祥事への対応プロセス

Q2 平成20年度に貴団体で発覚した不祥事の件数及びその内訳をご記入下さい。1つの案件が複数の小分類に該当する場合には、重要性がより高い小分類を「主たる件数」に、重要性がより低い小分類を「従たる件数」にご記入下さい。

例：ある職員が「暴行・けんか」と「器物損壊」を同時に起こした場合、暴行・けんかの「主たる件数」欄に1、器物損壊の「従たる件数」欄に1、と記入する。

平成20年度に貴団体で発覚した不祥事の件数及びその内訳

大分類	小分類	主たる件数	従たる件数
一般服務	欠勤・遅刻・早退		
	長期欠勤		
	特別休暇の虚偽申請		
	勤務態度不良		
	職場内秩序びん乱		
	違法な職員団体活動		
	秘密漏えい		
	個人情報目的外利用		
	贈収賄・汚職		
	セクシュアル・ハラスメント		
公金公物の取扱い	公金の紛失		
	公物の紛失		
	盗難		
	公物損壊		
	出火・爆発		
	諸給与の違法支払		
	諸給与の不適正受給		
	公金流用等 公物の不適正な処理		
公務外非行	暴行・けんか		
	器物損壊		
	横領・窃盗		
	強盗・詐欺・恐喝		
	賭博		
	麻薬・覚せい剤の所持又は使用		
	酩酊による粗野な言動等		
	淫行		
	痴漢行為		
	株取引(インサイダー取引) 営利事業		
交通事故・交通法規違反	交通事故・交通法規違反		
ネットワーク利用	不正アクセスとそのほう助		
	ウイルス・不正プログラム等の利用		
その他(右欄に事案を具体的に記述して下さい)			
合 計			

Q 3 貴団体では、不祥事の可能性が疑われる案件の情報をどのように入手することが多いですか（あてはまるもの全てに○）。

- ア. 警察の捜査によって判明
- イ. 外部からの通報（匿名の通報を含む）によって判明
- ウ. 内部の点検によって判明
- エ. 被害者の申し出によって判明
- オ. 業務遂行に伴って発生（違法な事務執行、交通事故等）
- カ. その他（具体的に： _____)

Q 4 不祥事の可能性が疑われる案件の情報を入手したときの対応について、調査に至った場合と調査に至らなかった場合に分けて、それぞれその事情をお書き下さい。いずれか一方のみでも結構です（自由記述）。

調査に至った場合：

調査に至らなかった場合：

Q 5 不祥事の深刻さを判断する際に、以下のそれぞれの事項は、どの程度重視されていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	て視んたい いさにい るれ重へ	て視や さや重 れれ重	えと やな いも い	ど ち ら な い	れ重あ て視ま いさり	いさどほ なれ重と いて視ん
5-1 その不祥事が刑事事件に該当するかどうか	1	2	3	4	5	
5-2 幹部職員がその不祥事に関与した可能性があるかどうか	1	2	3	4	5	
5-3 首長がその不祥事に厳しい姿勢で臨むつもりかどうか	1	2	3	4	5	
5-4 議会でその不祥事が問題になるかどうか	1	2	3	4	5	
5-5 新聞やテレビでその不祥事が大きく取り上げられるかどうか	1	2	3	4	5	

S Q その他に不祥事の深刻さを判断する際に重視されている事項がありましたら、具体的にお書き下さい。

()

Q 6 貴団体では、不祥事に対する処分を決定するに際して、以下のそれぞれの事項は、どの程度重視されていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	て視んたい いさにい るれ重へ	て視や さや重 れれ重	えと やな いも い	ど ち ら な い	れ重あ て視ま いさり	いさどほ なれ重と いて視ん
6-1 再発防止につなげること	1	2	3	4	5	
6-2 社会的批判に対応すること	1	2	3	4	5	
6-3 職員全体の士気を維持すること	1	2	3	4	5	
6-4 過去の処分と均衡・整合させること	1	2	3	4	5	

S Q その他に不祥事に対する処分の決定に際して重視されている事項がありましたら、具体的にお書き下さい。

()

Q 7 不祥事が起きる原因として、以下のそれぞれの事項は、どの程度重要だと思われますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	要んた るでにい あ重へ	要か い るではく あ重ら	え と ない も い ら	ど ち ら い	は 重 要 で り	あ ま り い な 要 た	で く ま つ た な 要 た
7-1 職員としての資質の欠如	1	2	3	4	5		
7-2 監督の不十分	1	2	3	4	5		
7-3 組織構造・人事配置の歪み（人事の停滞、同一部署への長期配属等）	1	2	3	4	5		
7-4 当該業務の管理体制（事後的チェック体制の不備等）	1	2	3	4	5		
7-5 制度および制度運営上の問題	1	2	3	4	5		

S Q その他に不祥事が起きる原因として重要だと思われる事項がありましたら、具体的にお書き下さい。

()

Q 8 不祥事の発生を抑止するための措置として、以下のそれぞれは、どの程度有効であると認識されていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	効んた るでにい あ有へ	効か い るではく あ有ら	え と ない も い ら	ど ち ら い	は 有 効 で り	あ ま り い な 効 た	で く ま つ た な 効 た
8-1 国による関係法令の整備	1	2	3	4	5		
8-2 関係する条例・規則・規程の整備	1	2	3	4	5		
8-3 組織、機構、職制の整備	1	2	3	4	5		
8-4 人事配置、任用上の改善	1	2	3	4	5		
8-5 業務管理体制の整備強化	1	2	3	4	5		
8-6 公務員倫理研修の充実強化	1	2	3	4	5		
8-7 庁内における通知の発出	1	2	3	4	5		

S Q その他に不祥事の発生を抑止するための措置として重要だと認識されていることがありましたら、具体的にお書き下さい。

()

3. 個別行政分野の状況

(1) 情報管理

自治体における情報管理の法的整合性確保（情報の収集・保有・利用・廃棄に関するコンプライアンス確保）に関しては、住基データ等の個人情報の漏洩事故や職員による個人情報の無断閲覧等が発生していますが、ここでは貴団体の状況についてお伺いします。

Q 9 貴団体の情報管理の法的整合性についてどのように認識していますか（あてはまるもの1つに○）。

- ア. 既に問題が起きている → SQ1へ
- イ. 問題が起きる可能性がある
- ウ. どちらかといえば問題が起きる可能性がある } SQ2へ
- エ. どちらかといえば問題が起きる可能性はない
- オ. 問題が起きる可能性はない
- カ. わからない

SQ1 どのような問題が起きましたか。ご自由にお書き下さい（自由記述）。

[]

SQ2 どのような問題の発生を警戒されていますか。ご自由にお書き下さい（自由記述）。

[]

(2) 債権管理

自治体における債権管理の法的整合性確保（債権の徴収・処分・執行停止等における公平性と実効性の確保）に関しては、差押え処分や公売・換価の不徹底や悪質な滞納者の放置といった問題が発生していますが、ここでは貴団体の状況についてお伺いします。

Q10 貴団体の債権管理の法的整合性についてどのように認識していますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. 既に問題が起きている → SQ1へ

イ. 問題が起きる可能性がある

ウ. どちらかといえば問題が起きる可能性がある } SQ2へ

エ. どちらかといえば問題が起きる可能性はない

オ. 問題が起きる可能性はない

カ. わからない

SQ1 どのような問題が起きましたか。ご自由にお書き下さい（自由記述）。

()

SQ2 どのような問題の発生を警戒されていますか。ご自由にお書き下さい（自由記述）。

()

(3) 契約管理

自治体における契約管理の法的整合性確保（入札および契約業務におけるコンプライアンス確保）に関しては、公共工事の入札における談合等の問題が発生していますが、ここでは貴団体の状況についてお伺いします。

Q 1 1 貴団体の契約管理の法的整合性についてどのように認識していますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. 既に問題が起きている → SQ 1 へ

イ. 問題が起きる可能性がある

ウ. どちらかといえば問題が起きる可能性がある } SQ 2 へ

エ. どちらかといえば問題が起きる可能性はない

オ. 問題が起きる可能性はない

カ. わからない

S Q 1 どのような問題が起きましたか。ご自由にお書き下さい（自由記述）。

[]

S Q 2 どのような問題の発生を警戒されていますか。ご自由にお書き下さい（自由記述）。

[]

(4) 会計管理

自治体における会計管理の法的整合性確保（公金の運用・管理におけるコンプライアンス確保）に関しては、裏金問題や不正経理が発生していますが、ここでは貴団体の状況についてお伺いします。

Q 1 2 貴団体の会計管理の法的整合性についてどのように認識していますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. 既に問題が起きている → SQ 1 へ

イ. 問題が起きる可能性がある

ウ. どちらかといえば問題が起きる可能性がある } SQ 2 へ

エ. どちらかといえば問題が起きる可能性はない

オ. 問題が起きる可能性はない

カ. わからない

S Q 1 どのような問題が起きましたか。ご自由にお書き下さい（自由記述）。

[]

S Q 2 どのような問題の発生を警戒されていますか。ご自由にお書き下さい（自由記述）。

[]

(5) 給付行政

自治体における給付行政の法的整合性確保（生活保護、介護保険等の適正な給付）に関しては、生活保護行政では、保護すべきでない者に給付する「不正給付」や保護すべき者に給付しない「給付拒否」が発生していることが報じられたり、介護保険では、介護保険給付費の不適切な支払が起きたりしていますが、ここでは貴団体の状況についてお伺いします。

Q 1 3 貴団体の給付行政の法的整合性についてどのように認識していますか（あてはまるもの1つに○）。

- ア. 既に問題が起きている → SQ 1 へ
- イ. 問題が起きる可能性がある
- ウ. どちらかといえば問題が起きる可能性がある } SQ 2 へ
- エ. どちらかといえば問題が起きる可能性はない
- オ. 問題が起きる可能性はない
- カ. わからない

S Q 1 どのような問題が起きましたか。ご自由にお書き下さい（自由記述）。

[]

S Q 2 どのような問題の発生を警戒されていますか。ご自由にお書き下さい（自由記述）。

[]

Ⅱ 法的整合性確保の取り組み

※ ここで用いられている用語につきましては、貴団体企画担当課宛に送付した日本都市センター編『法的整合性確保に向けての多面的検討』の「第2部 法的整合性確保の手段」(83～126 頁) および「第3部 法的整合性確保の取り組み」(127～168 頁) をご参照下さい。

1. 職員個人への制裁

Q 1 4 平成 20 年度に貴団体で行われた懲戒処分の件数及びその内訳をご記入下さい。

懲戒処分 () 件

(内訳)

① 免職 () 件

② 停職 () 件

③ 減給 () 件

④ 戒告 () 件

Q 1 5 平成 20 年度に貴団体で行われた分限処分の件数及びその内訳をご記入下さい。

分限処分 () 件

(内訳)

① 降任 () 件

② 免職 () 件

③ 休職 () 件

④ 降給 () 件

Q 1 6 平成 20 年度に貴団体で行われた内規に基づく処分(訓告、文書または口頭による嚴重注意等)の件数をご記入下さい。

内規に基づく処分 () 件

(内訳)

① 訓告 () 件

② 文書または口頭による嚴重注意 () 件

③ その他(具体的に:) () 件

Q 1 7 平成 11 年度～20 年度に貴団体で行われた(元)職員に対する刑事告発の件数及びその理由をご記入下さい。

・ 刑事告発 () 件

理由:

Q 1 8 平成 11 年度～20 年度に貴団体で行われた職員個人に対する求償または賠償請求等の件数およびその理由をご記入下さい。

① 国家賠償法に基づく求償権の行使 () 件

理由 :

② 地方自治法 243 条の 2 (会計管理者等の賠償責任) に基づく賠償請求権の行使 () 件

理由 :

③ 民法 709 条 (職員の不法行為による賠償責任) に基づく賠償請求権の行使 () 件

理由 :

④ その他 () 件

適用された法令名 :

理由 :

Q 1 9 貴団体では、職員の懲戒処分に関する規程を制定していますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. 制定している → SQ 1 および SQ 2 へ

イ. 制定していない

ウ. その他（具体的に： _____）

S Q 1 貴団体では、懲戒処分の専決規程はどのようになっていますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. 免職、停職、減給、戒告のいずれも首長が決定する

イ. 免職、停職、減給は首長が、戒告は所属長（部課長等）が決定する

ウ. 免職、停職は首長が、減給、戒告は所属長（部課長等）が決定する

エ. 免職は首長が、停職、減給、戒告は所属長（部課長等）が決定する

オ. その他（具体的に： _____）

S Q 2 特定の課題（交通事故・飲酒運転、セクハラ等）に関する職員の懲戒処分に関する規程を制定している場合には、規程の名称をご記入下さい（自由記述）。

(_____)

Q 2 0 懲戒処分は、職員の違法または不当な行為の発生を抑止したり、公正な職務の遂行をしたりする上で、有効に機能していると思いますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. 有効に機能している

イ. どちらかといえば有効に機能している

ウ. どちらかといえば有効に機能していない

エ. 有効に機能していない

オ. その他（具体的に： _____）

2. 職員倫理条例、職員行動規範等による統制

公務員倫理の職員への浸透、定着を促すため、職員倫理条例、職員行動規範（倫理規則、行動指針等）を独自に定めている自治体がありますが、ここでは貴団体の状況についてお伺いします。

Q 2 1 貴団体では、職員倫理条例または職員倫理規範が制定されていますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. 職員倫理条例がある → SQ 1～2

イ. 職員倫理条例はないが、職員倫理規範がある → SQ 1～3

ウ. いずれもない → SQ 4

S Q 1 職員倫理条例または職員倫理規範の名称、制定した時期、制定するに至った経緯・理由をご記入下さい（自由記述）。

S Q 2 職員倫理条例または職員倫理規範は、職員の違法または不当な行為の発生を抑止したり、公正な職務の遂行をしたりする上で、有効に機能していると思えますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. 有効に機能している

イ. どちらかといえば有効に機能している

ウ. どちらかといえば有効に機能していない

エ. 有効に機能していない

オ. その他（具体的に： _____）

S Q 3 職員倫理条例を今後制定する予定はありますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. ある

イ. ない

S Q 4 職員倫理条例または職員倫理規範を今後導制定する予定はありますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. 職員倫理条例を制定する予定がある

イ. 職員倫理規範を制定する予定がある

ウ. いずれも制定する予定はない

3. 公益通報制度

公益通報者保護法が平成 18 年 4 月から施行され、国、自治体においても同法の趣旨・目的に基づいた取り組みが進められているところですが、ここでは貴団体の状況についてお伺いします。

Q 2 2 貴団体では、内部の職員等からの通報・相談窓口を設置されていますか（あてはまるもの 1 つに○）。

ア. 設置している → S Q 1

イ. 設置していない

S Q 1 平成 20 年度における全受理件数は何件ですか。

_____件

Q 2 3 貴団体では、外部からの通報・相談窓口を設置されていますか（あてはまるもの 1 つに○）。

ア. 設置している → S Q 1

イ. 設置していない

S Q 1 平成 20 年度における全受理件数は何件ですか。

_____件

Q 2 4 貴団体では、公益通報に関する独自条例を制定されていますか（あてはまるもの 1 つに○）。

ア. 制定している → S Q 1 ~ 2

イ. 制定していない

S Q 1 独自条例の名称、制定した時期、制定するに至った経緯・理由をご記入下さい（自由記述）。

()

S Q 2 独自条例に定められた通報対象事実、通報者の範囲、通報先、通報者保護の内容をご記入下さい（自由記述）。



Q 2 5 公益通報制度は、職員の違法または不当な行為の発生を抑止したり、公正な職務の遂行をしたりする上で、有効に機能していると思いますか（あてはまるものの1つに○）。

- ア. 有効に機能している
- イ. どちらかといえば有効に機能している
- ウ. どちらかといえば有効に機能していない
- エ. 有効に機能していない
- オ. その他（具体的に： _____)

4. 組織、機構、職制の整備

自治体によっては、不祥事の発生が多い部局に服務監察担当組織を設置したり、談合と疑われる不自然な入札がないかどうかを全庁的に監視する組織が新設されたりする例が見られますが、ここでは貴団体の状況についてお伺いします。

Q 2 6 貴団体では、特定行政分野におけるコンプライアンスや内部統制のための組織、機構、職制等を設けておられますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. ある → SQ 1～3

イ. ない → SQ 4

S Q 1 これらの組織等の名称、人員体制、所掌事務をご記入下さい（自由記述）。

S Q 2 これらの組織等を導入した時期、導入するに至った経緯・理由をご記入下さい（自由記述）。

S Q 3 これらの組織等は、職員の違法または不当な行為の発生を抑止したり、公正な職務の遂行をしたりする上で、有効に機能していると思いますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. 有効に機能している

イ. どちらかといえば有効に機能している

ウ. どちらかといえば有効に機能していない

エ. 有効に機能していない

オ. その他（具体的に： _____）

S Q 4 今後導入する予定はありますか（あてはまるもの1つに○）。

ア. ある

イ. ない

5. 警察との連携

コンプライアンスや地域における防犯の観点から、市町村が警察と連携した施策を行ったり、警察からの出向者を受け入れたりする場合がありますが、ここでは貴団体の状況についてお伺いします。

Q 2 7 貴団体では警察との連携した施策を行っていますか(あてはまるもの1つに○)。

ア. ある → SQ 1

イ. ない → SQ 2

S Q 1 どのような行政分野で警察と連携されていますか(あてはまるもの全てに○)。

ア. 産業廃棄物行政

イ. 交通行政

ウ. 行政対象暴力対策

エ. 防犯・安全安心施策

オ. その他(具体的に:)

S Q 2 今後連携する予定はありますか(あてはまるもの1つに○)。

ア. ある

イ. ない

Q 2 8 都道府県警察から出向者を受け入れていますか(あてはまるもの1つに○)。

ア. 受け入れている → SQ 1 へ

イ. 受け入れていない

S Q 1 都道府県警察からの出向者の受け入れ部署及びポストをご記入下さい(自由記述)。

()

Q 2 9 警察との連携は、職員の違法または不当な行為の発生を抑止したり、公正な職務の遂行をしたりする上で、有効に機能していると思いますか(あてはまるもの1つに○)。

ア. 有効に機能している

イ. どちらかといえば有効に機能している

ウ. どちらかといえば有効に機能していない

エ. 有効に機能していない

オ. その他(具体的に:)

資料提供のお願い

平成 20 年度に貴団体で発生した不祥事に関する新聞記事の切り抜きの写しをご恵与いただければ幸いです。

*** 以上で質問は終わりです。長時間にわたりご協力ありがとうございました ***